

売掛債権の評価基準

当社では、売買対象債権所定の支払期日に所定の金額の支払がなされる可能性を評価対象としているため、主に、以下の項目を総合的に勘案して、売買金額を査定しております。

- 1 第三債務者の支払能力及び性質
 - ① 売上規模（年商） **注1**
（ア 1億円未満 イ 3億円未満 ウ 5億円未満 エ 10億円未満
オ 20億円未満 カ 20億以上 キ 上場 ）
 - ② 従業員数（原則として正社員を対象とします） **注1**
（ア 10人未満 イ 50人未満 ウ 100人未満
エ 300人未満 オ 300人以上）
 - ③ 資本金 **注2**
（ア 1千万円以下 イ 5千万円以下 ウ 1億円未満 エ 1億円以上）
 - ④ 株主構成（割合によって評価は変動します） **注2**
（ア 役員同族のみ イ 銀行、取引先含む ウ 上場 エ その他）
 - ⑤ 事業所（数によって評価は変動します）
（ア 本店のみ イ 支店・営業所有り ウ 拠点10か所以上 ）
 - ⑥ 事業安定度（おおむね複数年を目処に評価します） **注3**
（ア おおむね安定 イ 事業規模拡大 ウ 事業規模縮小 エ 赤字傾向）
 - ⑦ 外的要因 **注3**
第三債務者の事業に影響を及ぼす可能性のある社会情勢を考慮します
- 2 譲渡人と第三債務者との関係等
 - ① 業種的要因 **注4**
発生原因となった業務内容を総合的に勘案します。
 - ② 譲渡人の性質 **注5**
譲渡人の取引先との紛争歴などを総合的に勘案します。
 - ③ 第三債務者との取引年数（継続して取引した年数をカウントします）
（ア 初回取引 イ 1年未満 ウ 3年未満 エ 5年以上）
 - ④ 取引規模の安定度 **注5**
過去の取引実績金額の推移を総合的に勘案します。
 - ⑤ 取引の確実性 **注5**
貴社の請求方法や入金額との齟齬率などを総合的に勘案します。

【注意事項】

注1

売上と従業員数は、その大小によって、倒産したときに外部に与える影響に大きく関連するため、一般に、企業規模が大きいほど、倒産しづらいという傾向があります。ただし、あくまでも、一般論です。

なお、倒産したときの影響としては、売上よりも、正社員数の大小のほうが、より大きな影響が生じることが多いため、正社員数のほうを重視するのが一般的です。

注2

資本金に関しては、1億円を超えると、税務上の管轄が変わるため、多少の評価基準となりえますが、その他に関しては、金額よりも、株主のほうが重要な要素となります。当然、株式上場し、適正な監査を受け、不特定多数の株主を募集しているほうがよいとしています。

また、非上場であっても、株主が銀行や優良企業であれば、高評価の対象となります。

注3

一般に、業績が悪化する傾向もなく、大きな変化もない業歴の長い会社のほうが、より安定性があると評価するならば、これを評価するために、第三債務者の変容をピックアップし、その変化について、個別にその善し悪しを評価していくということになります。

ただし、安定性は、リーマンショックやコロナなどの第三債務者とは全く無関係な外的要因により変化することもあるため、社会情勢や業種自体の将来性にも一定程度の留意は致します。

第三債務者の変化に関する評価について、重要なのは、変化の善し悪しよりも、持続可能性であると考えます。例えば、売上が増加しているからといって、そのことでキャッシュフローが悪化したことにより、いわゆる黒字倒産することもあり、逆に、採算の悪い売上がなくすことで、生産性が向上するということもあるため、一概に、企業の変化を善し悪しで評価することはできません。従業員の増加や新たな工場建設等についても、その結果によっては、かえって、経営が悪化することもあるため、同様です。

つまり、当社からすれば、第三債務者が、倒産せずに、安定的な支払が見込めれば、その評価に関しては、安定的に業績が悪化しているという場合を除き、変化のないこと、すなわち、安定性を重視しております。

注4

建設業などの場合、建築主の事情ということで、注文がキャンセル、変更となることは、一般的であるといっても過言ではなく、支払期日の直前 になって、支払金額や支払日に変更となることは、決して少なくありません。

また、製造業などでも、納品後、検品に時間が必要なような商品である場合には、検品の結果によっては、後日、支払金額が変更されることもよくあります。

これらの場合には、最終的に、譲渡人に対して、損害賠償を請求することができるとしても、当社としては、そのようなリスクを回避すべきであり、同債権の評価にあたり、考慮すべき事項としております。

注5

譲渡人と第三債務者の取引年数は、売掛債権の安定度を測る意味で、重要な要素です。その上で、過去の取引実績をみた上で、売掛債権の評価をすることが必要となると考えております。

たとえ、取引年数が長くても、譲渡人が請求した金額に対し、実際に支払われた金額が大きく異なる場合には、売掛債権の評価は低くなることは当然であり、過去の請求金額と入金金額の実績を確認することは重要な事項です。

なお、以上の審査項目は、あくまで、一般的な目安であり、その他、個別の売掛債権独自の特殊事情があるような場合や当社の内部規定により、別途の査定項目を考慮することもありますので、予め、ご了承下さい。